



延島っ子

発行者 延島小学校長 田村芳広
電話 49-0004 FAX 49-2761

延島小学校 いじめ防止基本方針

市内小中学校では今年度、各校のいじめ防止基本方針を作成しました。これは、いじめ対策推進法が制定されたのを受け、各校で作成しなければならないものです。作成にあたっては、学校だけでなく、保護者や評議員の方々等、広く意見を求めて作成することです。そこで、本校の「いじめ防止基本方針」の概略を掲載いたします。難しい部分もあるかとは思いますが、何かお気づきの点がございましたら、延島小学校 田村まで御連絡ください。ページ数が多いので、重要なポイントのみ掲載します。よろしくお願いいたします。

I 方針

1 はじめに ←略

- (1) いじめ防止基本方針策定の目的 ←略
- (2) いじめの定義 ←略

2 いじめに対する本校の3つの基本方針

- (1) いじめをしない、させない、見逃さない基盤づくりに全力で取り組む
教職員のいじめに対する認識と危機意識を高め、児童を取り巻く環境をいじめの起きない環境へと作り上げる。
- (2) 授業を中心として教育活動に全力で取り組む
授業において、心を育て、いじめの起きない共感的な人間関係を作る。
- (3) 家庭・地域の共育力を高め、同一歩調でいじめ対策に全力で取り組む
学校の取り組みを伝えながら、家庭・地域との組織的な連携・協働体制を構築する。

II 取り組み

1 未然防止 『いじめ対策アクションプラン』を軸に対応

※「延島っ子 No.10」で大まかな方針等を載せましたとおり、アクションプランとは基本方針や行動計画をまとめたものです。

基盤づくり

- (1) 教職員一人一人が高い危機意識をもつ
 - ア いじめはどの学校どの子にもおこることの認識
 - イ いじめ対策研修の実施
- (2) 高め合う集団づくりを意識し、良好な人間関係を構築する
 - ア 居がいのある学級（自己有用感・教育相談 他）
 - イ 学級のルールを確立
 - ウ 教室環境整備
- (3) 全校体制で迅速に対応し、いじめは許さない学校づくりに努める。
 - ア 「報告」「連絡」「相談」「確認」の徹底
 - イ いじめ問題の「見える化」
 - ウ 組織で対応

授業づくり

- (1) 「ほめて伸ばす小山の授業」を推進する
 - ア 個性や能力に合わせた活躍の場の設定
 - イ 児童の意欲を高め、自信をもたせる言葉かけ
- (2) 「学業指導」を意識する
 - ア 自信をもたせる授業
 - イ 共感的人間関係をつくる授業
 - ウ 児童の実態に配慮した授業
- (3) 心を育てる教育と中心となる道徳教育を推進する

- ア 道徳の時間の確実な実施と心に響く授業
- イ 教育活動全体での道徳教育
- ウ 行事で「育てる心」の意識化
- (4) 教師自身の授業力向上を目指す
 - ア 1時間1時間の授業時間の充実
 - イ 一人一授業の公開
 - ウ 小中一貫教育、幼小連携における研修の充実
 - エ 授業力の向上のための研修参加

共育力づくり

- (1) 保護者への啓発と情報提供を行う
 - ア 子育ての当事者意識の育成
 - イ 家庭でのほめて伸ばす教育の啓発（学校だより、学年だより、懇談会等）
- (2) 関連機関との連携を行う
 - ア 学区内小中学校や市の機関との連携による支援

- 2 **早期発見**…未然防止(『いじめ防止アクションプラン』)と関連しながら
日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。
- (1) 学年・学級経営、全教育活動の中で児童のささいな兆候を見逃さない。
 - (2) 保護者との連携を密にし、何気ない会話の中から発見する。
 - (3) 地域との積極的な交流の中から情報を得る。

3 早期解決・事後指導と対応の流れ

早期解決に向けて

- 発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- (1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。
 - (2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

対応の流れ ←流れ図略

- (1) いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。
- (2) 情報が入ってから方針決定に至るまでをその日のうちにすることを基本とする。ただし、十分検討し慎重に対応する。

担任として

「いじめほどの学級でも起こりうる可能性がある」との認識に立って対処する。

- (1) いじめている子どもへ
 - ア 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、まず、いじめていることを止めさせる。
 - イ いじめられている子どもの気持ちに着目させ、いじめることが相手の気持ちをどれだけ傷つけ、苦しめているか分からせる。
 - ウ いじめてしまう気持ちを聞き、心の安定を図りながら教師との信頼関係をつくる。
 - エ 当番活動や係活動など、具体的な場でのよい活動を積極的に見つけほめる。
- (2) いじめられている子どもへ
 - ア 全力でいじめから守ることを約束する。
 - イ いじめられた内容や、辛い思いなどを親身になって聞くとともに、いじめを解決する方法について一緒に考えて考える。
 - ウ 活動の場をつくり、認め励ますことによって、自信や存在感をもたせるようにする。
- (3) 学級全員に対して
 - ア 見て見ぬふりをするのは、いじめを助長することになることを分からせる。いじめを見つけたら、先生や友だちに知らせ、すぐに止めさせることを徹底する。
 - イ 友だちの言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さを分からせる。
 - ウ 一人一人がかかけがない存在として尊重され、安心して生活する権利をもっていることを分からせ、あたたかい人間関係の構築に努める。

西配慮事項

- (1) 被害児童（家族）の心身の立ち直りが中心となる。
 - ・加害者、学級、校内の他の児童、保護者及び地域の人々についても配慮していく。
- (2) 児童の直接の指導は、担任、学年主任が行う。
 - ・場合によっては、児童指導主任、教頭、校長も行う。保護者等には校長（教頭）が立ち会うことを原則とする。
- (3) 指導は、広く目配りをし深く掘り下げて行う。また、徹底した指導、再発、潜行の絶無を記し、卒業まで見守る。（校内の全職員が目、全児童の目、保護者の目）

以下略